

修正のお知らせ

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において法改正による修正の必要が生じました。

お手数をお掛けしますが、お手元のテキストの修正をお願いいたします。

【商業登記法Ⅲ】

頁数	問題番号	誤	正
5	9-15	株式会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したために 新本店所在地を管轄する登記所に印鑑を提出する場合において、 当該印鑑が旧本店所在地を管轄する登記所に提出している印鑑と 同一であるときは、当該株式会社の代表取締役は、新本店所在地 を管轄する登記所に提出する印鑑を明らかにした書面に押印した 印鑑について市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。	
6	9-14	× 管轄外移転の申請がされた場合、 <u>旧所在地を管轄する登記所は、 当該会社に関する印鑑記録（廃止等の記録がされていないものに 限る）を新所在地を管轄する登記所へ移送することになった</u> （規 9条12項一令7年改正）。これにより <u>新所在地を管轄する登記所 に印鑑が引き継がれ、当該印鑑の提出があったものとみなされる ことから、本店移転の登記申請と同時にする新所在地を管轄する 登記所への印鑑届書の提出が不要</u> となった（規9条13項一令7 年改正）。	
	9-15	× 管轄外移転の申請がされた場合、 <u>旧所在地を管轄する登記所は、 当該会社に関する印鑑記録（廃止等の記録がされていないものに 限る）を新所在地を管轄する登記所へ移送することになった</u> （規 9条12項一令7年改正）。これにより <u>新所在地を管轄する登記所 に印鑑が引き継がれ、当該印鑑の提出があったものとみなされる ことから、本店移転の登記申請と同時にする新所在地を管轄する 登記所への印鑑届書の提出が不要</u> となった（規9条13項一令7 年改正）。したがって、印鑑届書の提出が不要となった以上、印 鑑証明書の添付は問題とならなくなった。	